

人事行政の運営等の状況の概要を公表します

伊奈町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表したものの概要版です。
詳しくは、庁舎前掲示板に掲示してあるほか、町ホームページでもご覧いただけます。

☎ 総務課 2221

① 職員の任免

令和2年度採用者 18名（一般事務職10名、消防士3名、保育士2名、保健師1名、土木1名、教育公務員1名）

令和2年度退職者 16名（定年退職7名、自己都合等退職9名）

② 職員の給与および定員管理等の状況

令和2年度人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
45,021人 [R3.3.31現在]	168億9,417万3千円	25億4,564万2千円	15.1%

令和2年度職員給与費の状況（普通会計決算）

職員数 (A)	給 与 費			計(B)	1人当たりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当		
314人 (8人)	10億9,376万3千円	2億6,259万9千円	4億4,986万4千円	18億622万6千円	575万2千円

※()内は、再任用短時間職員の外書きです。

平均年齢・平均給料月額および平均給与月額 令和3年4月1日現在

職 種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.0歳	303,700円	388,100円
技能労務職	44.9歳	273,600円	307,500円

※給与とは、給料に職員手当を含めたものです。
(期末・勤勉手当は含まれていません。)

初任給額

令和3年4月1日現在

区 分	月 額	
一般行政職	大学卒	188,700円
	短大卒	171,700円
	高校卒	160,100円

期末・勤勉手当の支給割合 令和3年4月1日現在

区 分	6月期	12月期
期末手当	1.275月	1.275月
勤勉手当	0.950月	0.950月

地域手当の状況

令和3年4月1日現在

支給率	6%
-----	----

退職手当の状況

令和3年4月1日現在

勤続年数	20年	25年	35年	最高限度額
自己都合	19.6695月	28.0395月	39.7575月	47.709月
勲奨・定年	24.586875月	33.27075月	47.709月	47.709月

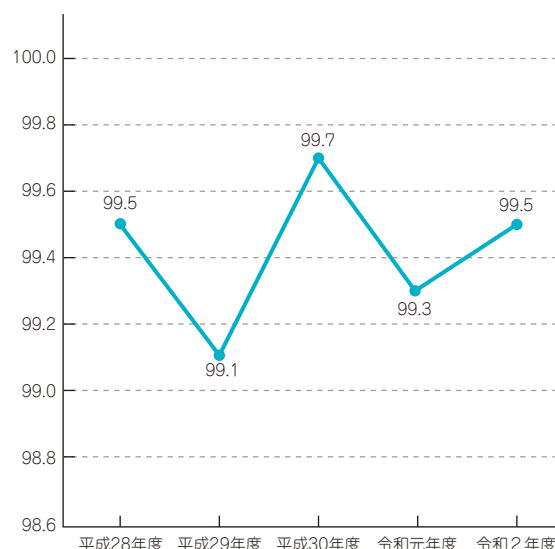
※伊奈町は、一部事務組合の埼玉県市町村総合事務組合に加入しています。
支給率は、この組合の条例で定められています。

ラスパイレース指数の状況

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
99.5	99.1	99.7	99.3	99.5

※ラスパイレース指数とは、一般行政職について、国家公務員の給料を100とした場合、当該団体の給料水準を表したものです。

ラスパイレース指数の状況



特別職の報酬などの額

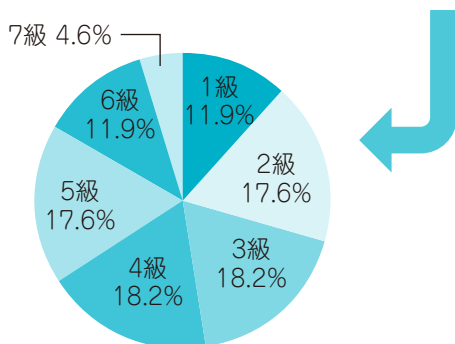
令和3年4月1日現在

区分	月額	期末手当
給料	町長	770,000円
	副町長	646,000円
	教育長	606,000円
報酬	議長	322,000円
	副議長	257,000円
	常任委員長	244,000円
	議員	229,000円
		(支給割合) 6月期 2.225月分 12月期 2.225月分 合計 4.45月分
		支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。

一般行政職の級別職員数

令和3年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事補	21	11.9
2級	主事	31	17.6
3級	主任	32	18.2
4級	係長・主査	32	18.2
5級	課長補佐	31	17.6
6級	課長・主幹	21	11.9
7級	統括監	8	4.6
合計		176	100



部門別職員数の状況

各年度4月1日現在

部門	区分	職員数(人)		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
普通会計部門	議会	3	3	3
	総務	63	58	64
	税務	23	23	23
	民生	63	66	69
	衛生	22	24	25
	労働	-	-	-
	農水	6	6	7
	商工	6	7	8
	土木	18	18	19
	計	204	205	218
公営企業部門	教育部門	35	37	37
	消防部門	59	59	59
	小計	298	301	314
	水道	7	7	7
下水道	6	4	5	
その他	14	16	13	
小計	27	27	25	
合計		325	328	339

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時職員および非常勤職員を除いています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の概要

- ・1週間当たり38時間45分
- ・原則毎週月曜日～金曜日
それぞれ午前8時30分～午後5時15分

休暇制度および種類

年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間および組合休暇

4 職員の分限および懲戒処分の状況

令和2年度に分限処分を受けた職員は3人(休職)で、処分事由は、疾病加療のため、長期休養を要するものでした。

令和2年度に懲戒処分を受けた職員は1人です。

5 職員のサービスの状況

職務専念義務免除の状況

職員は、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません。一定の場合には職務に専念する義務が免除されます。

- (令和2年度実績)
- ・人間ドックを受診する場合
 - ・共済組合主催の研修等に協力する場合
 - ・献血に協力する場合

営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないこととされています。令和2年度における許可件数は、4件です。

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

研修の概要

町単独研修を実施したほか、彩の国さいたま人づくり広域連合、北足立北部共同研修会主催の研修に参加(令和2年度)。

7 職員の勤務成績の評定方法および活用方法等の概要等

能力評価および業績評価を実施し、人事異動および昇格に活用しました。

8 職員の福祉および利益の保護の状況

職員は、埼玉縣市町村職員共済組合の組合員となり、同組合で実施する短期給付事業、長期給付事業および福祉事業の制度を受けることができます。また、当町には一般職全員で組織する親睦会があり、そこに厚生事業を委託しています。

9 公平委員会に対する措置要求等の状況

令和2年度は、勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立てはありません。